

3章 札幌市が目指す川の姿

これまでの川づくりの課題を踏まえ、今後札幌市は、川が人々の日常にとけこみ、四季の表情や魚をはじめとした生き物の姿、そして元気に遊ぶ子どもたちの姿がある、豊かな川の風景を目指します。

札幌市が目指す川の姿

～札幌の川文化の創造～

- 札幌の豊かな自然を五感で感じることでできる川（下枠参照）
- 子どもたちの遊ぶ声が聞こえる川
- 魚など生き物がいる川
- 市民が自分たちの財産として大切にできる川
- 美しいまちの風景をつくる川



五感で感じることでできる川

例えば以下のことがあげられます。

【川を眺める・聴く】

- ・川の風景・流れを眺める。
- ・川の周りを散歩する。
- ・川のせせらぎを聞く。
- ・川を「表」と考えたまちづくりを行う。

【川にふれる・嗅ぐ】

- ・川での花見・ピクニック・炊事遠足・バーベキューを行う。
- ・釣りも含めて川の生き物にふれる。
- ・子どもが川に入って遊ぶ。
- ・川の水の匂い・周辺の樹木などを含めた自然の匂いを感じる。

【川を味わう】

- ・川の生き物を食べる。

4章 基本方針

札幌市では、目指す川の姿の実現に向け、「川を『つくる』から川と『共に生きる』」を基本とし、これを具体的にするために、「自然」・「人」・「まち」の視点から今後の川づくりを進めていきます。

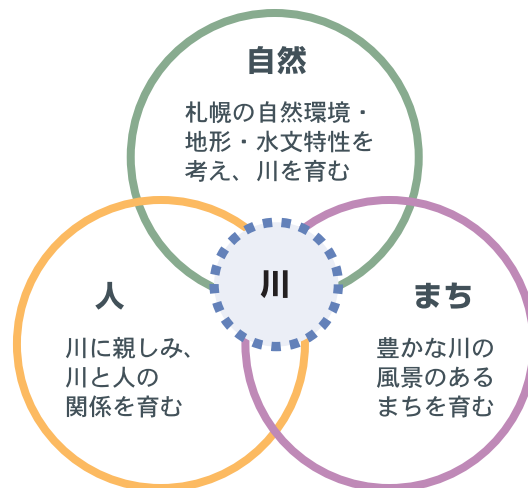
基本方針

【これからの川づくり】 川を「つくる」から川と「共に生きる」へ

基本方針1：札幌の自然環境・地形・水文特性※を考え、川を育む～【自然と川づくり】

基本方針2：川に親しみ、川と人の関係を育む～【川と人】

基本方針3：豊かな川の風景のあるまちを育む～【川とまちづくり】



札幌市の川づくりでは、「自然」・「人」・「まち」の関係を考えて、その川にふさわしい関係がつけられるようにします。

川は、自然環境と人、まちとがそれぞれ関わりあって成り立っています。

自然環境を重視しながら人やまちとのつながりを考える場合もあれば、まちとの関係を重視する場合などその関係は様々あります。「自然」・「人」・「まち」それぞれの関係を考えて「札幌らしい川づくり」を進めていきます。

その川にふさわしい「自然」・「人」・「まち」の関係を考える時には、川を「点」・「線」・「面」で捉えるようにします。

例えば、「人」の利用を考えた川づくりの場合、遊び場としての「点」での利用や、散策コースとしての「線」での利用、地域のふれあいの場としての「面」での利用が考えられます。同様に、川と「自然」、「まち」の関係を考える際にも、「点」・「線」・「面」で捉えた川づくりが必要となります。

※ 水文特性

川や湖、地下水など陸上の水の状態や変化、環境との関係などの特徴を水文特性といいます。

基本方針1 札幌の自然環境・地形・水文特性を考え、川を育む

札幌らしい川づくりを進めるためには、それぞれの地形・水文特性を十分考え、各々にふさわしい川づくりを目指します。

①流域全体の環境を把握し上流から下流まで一貫して考える

整備の対象区間を含む流域全体の環境を把握し、上下流で整合のとれた川づくりを目指します。

②川の特性に応じた川づくりを目指す

地形・地質・流量・生態系など、川全体や区間の特性を十分に把握した川の特性に応じた川づくりを目指します。

③つくり過ぎない川づくりを考える

川のダイナミズムにより自然に流路や植生が形成されることを念頭に置き、当初からあまりつくり過ぎないことを考えた川づくりを目指します。

基本方針2 川に親しみ、川と人の関係を育む

これからの川づくりでは、子どもから大人、高齢者まで、様々な視点をもつ市民・住民[※]が共に考え、関わり、川との暮らしを認識して持続的に川を育むことができる川づくりを目指します。

①市民・住民が川を知り、川に親しむ機会をつくり、市民・住民との協働による川づくりを目指す

川と人の関係を考え市民が身近な川について知り、親しむ機会を提供します。

川について理解を深めてもらいながら、市民・住民参加で整備計画などを検討し、整備後も市民・住民と札幌市が協働で、持続的に川を育むことができる川づくりを目指します。

②子どもが遊べる川を目指す

安全性にも十分配慮しながら、子どもたちが遊べる川づくりを目指します。

基本方針3 豊かな川の風景のあるまちを育む

札幌らしい川づくりは、川そのものだけではなく、川沿いのまちも含めて河川空間と捉えて、まちと一体となった川づくりを目指します。

まちの景観軸となる川づくり

川そのものだけを考えるのではなく、川がまちと一体になるよう周辺の土地の利用状況なども考えながら、まちの景観軸となる川づくりを目指します。

※「市民」と「住民」

本指針では、札幌市の全体の河川を考える場合に対象となる人々を「市民」とし、整備などの対象となる河川周辺の地域に住んでいる人々を「住民」とします。